

防人給第 2 2 2 号
令和 5 年 1 月 1 0 日
一部改正 防人給第 6 9 2 4 号
令和 7 年 3 月 2 4 日
一部改正 防人給第 8 5 2 6 号
令和 7 年 4 月 1 日

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長
航 空 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

乗員の指定等について（通知）

標記について、乗員の範囲等に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで及び同条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおり定められたので通知する。

なお、乗員の範囲等に関する訓令第 1 条第 2 項第 4 号に規定する防衛大臣が指定する課程について（防人給第 1 1 5 8 号。2 5 . 2 . 1）及び乗員の指定について（防人給第 1 5 5 3 6 号。令和 2 年 9 月 3 0 日）は廃止されたので、併せて通知する。

記

- 1 乗員の範囲等に関する訓令（以下「訓令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、次に掲げる者とする。
 - (1) 航空隊の隊長及び副隊長
 - (2) 航空隊の本部付隊の飛行班の班長及び班員、ヘリコプター隊の隊長及び副隊長、飛行隊の隊長及び隊員並びに飛行支援隊の隊長及び隊員
 - (3) 航空隊本部の第 2 科長及び第 3 科長並びに航空隊のヘリコプター隊本部の情報幹部、運用訓練幹部、火力調整幹部、航空操縦幹部及び連絡訓練幹部

- (4) 師団及び旅団（第１２旅団及び第１５旅団を除く。）の飛行隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部、連絡訓練幹部、航空安全幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (5) 旅団（第１２旅団及び第１５旅団に限る。）のヘリコプター隊の隊長、副隊長、第２科長、第３科長及び連絡訓練幹部並びに本部付隊の隊長、運用訓練幹部、飛行班の班長及び班員並びに飛行隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部、飛行班の班長及び班員
 - (6) 第１ヘリコプター団の本部管理中隊の飛行教育班の班長及び班員
 - (7) 第１ヘリコプター団の輸送ヘリコプター群の群長、副群長、第２科長及び第３科長並びに飛行隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部及び連絡訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (8) 第１ヘリコプター団の特別輸送ヘリコプター隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部及び連絡訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (9) 第１ヘリコプター団の連絡偵察飛行隊の隊長、副隊長、飛行班の班長及び班員並びに連絡偵察飛行隊本部の運用訓練幹部、連絡幹部及び航空安全幹部
 - (10) 第１ヘリコプター団の第１０２飛行隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部及び連絡訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (11) 第１ヘリコプター団の輸送航空隊の隊長及び副隊長、輸送航空隊本部の第２科長、第３科長及び航空安全幹部、本部中隊の教育班の班長及び班員並びに飛行隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部、連絡訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (12) 飛行教導隊の隊長、副隊長、運用訓練幹部及び連絡訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (13) 飛行実験隊の隊長及び運用訓練幹部並びに飛行班の班長及び班員
 - (14) 陸上自衛隊航空学校の研究部及び第２教育部の部長
 - (15) 陸上自衛隊航空学校宇都宮校教育課長
 - (16) 陸上自衛隊航空学校研究部の研究員
 - (17) 陸上自衛隊航空学校の第１教育部及び第２教育部、陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校教育課並びに陸上自衛隊航空学校宇都宮校教育課の操縦教官
 - (18) 陸上自衛隊関東補給処航空部技術課の操縦幹部
- ２ 訓令第１条第１項第２号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、次に掲げる者とする。
- (1) 中部方面航空隊のヘリコプター隊の飛行隊（ＣＨ－４７が配備されている飛行隊に限る。）の整備班の班員
 - (2) 西部方面航空隊のヘリコプター隊の飛行隊（ＣＨ－４７又はＵＨ－６０が配備されている飛行隊に限る。）の整備班の班員
 - (3) 第８師団の第８飛行隊の整備班の班員
 - (4) 第１２旅団の第１２ヘリコプター隊の飛行隊の整備班の班員
 - (5) 第１５旅団の第１５ヘリコプター隊の飛行隊の整備班の班員
 - (6) 第１ヘリコプター団のヘリコプター群の飛行隊の整備班の班員
 - (7) 第１ヘリコプター団の第１０２飛行隊の整備班の班員
 - (8) 第１ヘリコプター団の輸送航空隊の本部中隊の教育班の班員及び飛行隊の整備

班の班員

- (9) 飛行教導隊の整備班の班員
- (10) 陸上自衛隊航空学校整備部第1整備課の課員
- (11) 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校整備課の課員並びに同校教育課の整備教官及び助教

3 訓令第1条第1項第3号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 護衛艦隊の護衛隊の飛行科の科長及び航空機の運用に従事する科員
- (2) 航空隊の司令及び副長
- (3) 航空隊の飛行隊、調査研究隊及び訓練指導隊の隊長及び隊員
- (4) 航空隊の航空分遣隊の隊長並びに飛行班の班長及び班員
- (5) 教育航空隊（小月教育航空隊を除く。次号において同じ。）の司令及び副長
- (6) 教育航空隊の教育飛行隊の隊長並びに教育飛行班の班長及び班員
- (7) しらせの飛行科の科長及び航空機の運用に従事する科員

4 訓令第1条第1項第4号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、前項第2号から第7号までに掲げる者とする。

5 訓令第1条第1項第5号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 航空団の飛行隊の隊長、総括班長並びに飛行班の班長及び班員並びに支援飛行班の班長及び班員
- (2) 中部航空方面隊司令部支援飛行隊の司令、支援飛行隊の隊長、飛行班の班長及び班員
- (3) 西部航空方面隊司令部支援飛行隊の隊長並びに飛行班の班長及び班員
- (4) 警戒航空団の第601飛行隊及び第603飛行隊の隊長及び総括班長並びに飛行隊の飛行班の班長及び班員
- (5) 航空救難団の救難隊の隊長、副隊長及び総括班長並びに飛行班の班長及び班員
- (6) 航空救難団のヘリコプター空輸隊の隊長、総括班長、飛行班の班長及び班員並びに教育班長
- (7) 航空救難団の救難教育隊の隊長、総括班長並びに教育班の班長及び班員
- (8) 航空戦術教導団の飛行教導群の司令、群本部の運用班長並びに教導隊の隊長、教導班の班長及び班員並びに研究班の班長及び班員
- (9) 航空戦術教導団の電子作戦群の電子飛行測定隊の隊長、飛行班の班長及び班員
- (10) 輸送航空隊の飛行隊の隊長、総括班長、飛行班の班長及び班員並びに教育班長並びに教育飛行隊の隊長、総括班長並びに飛行教育班の班長及び班員
- (11) 飛行点検隊の飛行隊の隊長並びに飛行班の班長及び班員
- (12) 特別航空輸送隊の飛行隊長、飛行班の班長及び班員
- (13) 飛行教育団の飛行教育群の飛行教育隊の隊長及び隊員
- (14) 第12飛行教育団の操縦適性検査隊の隊長及び隊員
- (15) 飛行教育航空隊の飛行隊の隊長並びに飛行班の班長及び班員

(16) 飛行開発実験団の飛行隊の隊長及び隊員

6 訓令第1条第1項第6号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、次に掲げる者とする。

- (1) 中部航空方面隊司令部支援飛行隊の飛行班の班員
- (2) 警戒航空団の飛行隊の隊長及び総括班長並びに警戒管制班の班長及び班員
- (3) 航空救難団の救難隊の飛行班の班員
- (4) 航空救難団のヘリコプター空輸隊の飛行班の班員
- (5) 航空救難団の救難教育隊の教育班の班員
- (6) 航空戦術教導団の電子作戦群の電子飛行測定隊の飛行班の班員
- (7) 輸送航空隊の飛行隊の飛行班の班長及び班員
- (8) 飛行点検隊の飛行隊の飛行班の班長及び班員
- (9) 特別航空輸送隊の飛行隊の飛行班の班員
- (10) 飛行開発実験団の飛行隊の隊員

7 訓令第1条第1項第7号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、情報本部大井通信所入間通信支所の所員とする。

8 訓令第1条第1項第8号に規定する「防衛大臣の指定する者」は、防衛装備庁岐阜試験場の飛行班の班長及び班員とする。

9 訓令第1条第1項第9号に規定する「防衛大臣の指定するもの」は、戦闘機操縦（F－15）課程及び戦闘機操縦（F－2）課程に相当するイタリア空軍の操縦課程とする。

10 訓令第1条第2項第4号に規定する「防衛大臣が指定する課程」は、航空自衛隊における救難員課程とする。